

第 1 回検討委員会での審議を踏まえた検討方針

第 1 回検討委員会における審議を踏まえ以下の方針で検討を進める。

- ①「既存建築物」は、旧耐震のみならず、現に建っている建築物全般を対象とする。
- ②既存建築物における機能継続の目標レベルは、新築と同様とすることを原則とする。
 - ・ただし、既存建築物特有の事情により、100%の目標達成が困難な場合は代替案等（建物全体ではなく部分的改修する、段階的なスケジュールの作成・進捗の確認（例：外部の支援体制の構築、周辺建築物との役割分担）など）について、技術的な参考事項のとりまとめを行う。
 - ・特に、立地計画・基礎構造計画についてなど、既存建築物では、所与の条件として考えられ、改修等による改善が困難であることを念頭に、代替する対策（例：リスクの把握、地震後の被害状況の点検など）を提示する。
- ③その他、ヒアリングの際に確認すべき事項等については、ヒアリング内容等に反映。